

日ラグ協発第 11-677 号

平成 24 年 3 月 26 日

関東ラグビーフットボール協会

会長 志賀 英一 様

関西ラグビーフットボール協会

会長 川勝 主一郎 様

九州ラグビーフットボール協会

会長 徳田 昇 様

各地域協会安全対策委員長 各位

各都道府県協会安全対策委員長 各位

(財)日本ラグビーフットボール協会

専務理事 矢部 達三



セーフティーアシスタント制度の実施について  
・旧メディカルサポーター制度からの移行・(通達)

拝啓、平素は日本ラグビーの普及発展につきまして多大なるご尽力を賜りまして厚く御礼申し上げます。

さて、標記の件につきまして、下記の通りご連絡申し上げます。

三地域協会、都道府県協会におかれましても、関係各署、チームに周知徹底いただけますよう  
よろしくお願い申し上げます。 敬具

記

今般、日本協会では従来のメディカルサポーター制度を見直し、平成 24 年 4 月 1 日より新たにセーフティーアシスタント制度に移行することを決定しました。『セーフティーアシスタント』とは、ルールブック第 6 条 A4 (f)「レフリーは、規則に従って、チームドクター、医務心得者、またはその助手が競技区域内に入る許可を与える。」の「その助手」にあたる任務を遂行するものです。

移行に伴い以下の点を確認願います。

- ・セーフティーアシスタントの有効期限は 4 年とする。
- ・協会登録チームは 1 名以上のセーフティーアシスタント資格保有者を配置しなければならない。
- ・現在保有しているメディカルサポーター資格はセーフティーアシスタント資格と読み替え現登録番号を使用し、その有効期限は 4 年 (平成 28 年 3 月 31 日まで) とする。
- ・レフリーは試合前に必ずセーフティーアシスタント認定証 (移行者については、メディカルサポーター認定書) の確認をする。
- ・医務心得者とは、以下の資格を有し、かつセーフティーアシスタントの資格を有するものと定める。

医師、歯科医師、看護師、理学療法士、救急救命士、柔道整復師、あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゅう師、日本体育協会公認アスレティックトレーナー、

貴管下のチーム等への迅速・確実な伝達をお願いします。

以上